

みんなで子育て応援隊育成事業（こっころ講師派遣事業）実施要綱

令和6年3月27制定

（目的）

第1条 子育てを当事者だけの問題にするのではなく、安心して子育てでき、「もう一人育てたい」と思える環境を整え、地域や社会が寄り添い、地域ぐるみで切れ目なく支えていくことが大切である。

島根県内では、これまで「しまね子育て応援パスポート（こっころパスポート）事業」や「子育て応援企業（こっころカンパニー）認定制度」などの取組により、子育て支援に取り組もうとする企業、地域で自主的に親子の遊びや学びの場の提供、子育ての不安感、負担感の解消等に取り組む個人や小規模な住民グループ等による活動の輪ががりつつある。

本事業により、地域で子育て支援活動に取り組む個人や民間団体等に、子育て活動に有効な資源を有するこっころ講師を派遣して交流や連携を促すことにより、子育て支援に取り組む担い手の育成やスキルアップを図るとともに、その活動を活性化して地域の子育て支援の輪を広げ、誰もが子育てを応援する地域を創ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 子育て応援講師（以下「こっころ講師」という。）

子育て支援活動の実践者（個人）で県の登録を受けたもの

(2) みんなで子育て応援隊（以下「こっころ隊」という。）

地域の子育て支援活動に取り組み、又は取り組もうとする個人や民間団体等であつて、本事業の講師派遣を受け、イベント等を実施したもの。

（派遣の対象）

第3条 地域で子育て支援活動に取り組む個人や民間団体等が主催する子育て支援等をテーマとしたイベント等で、次の各号に該当するものとする。

(1) 島根県内に住所を有する個人や民間団体等が実施するものであること。

(2) 私立の保育所、幼稚園、認定こども園、児童クラブ等が業務の一環として実施する保育、幼児教育、一時預かり、子育てイベント等でないこと。

(3) 行政や他の団体等から経費（報償費、旅費（費用弁償））の助成を受けていないイベント等であること。

(4) 参加者が概ね5人以上のものであること。

- (5) 政治活動、宗教活動及び営業・勧誘行為を行わないこと。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）が実施するものでないこと。
- (7) 島根県ホームページに団体名（個人の場合には個人名に替わる名称等）、イベント等の日時、開催地（市町村名まで）及び内容並びにこっころ講師名を掲載することを承諾すること。

（こっころ講師の活動）

第4条 こっころ講師の行う活動は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 子育て支援活動に役立つ技術の伝達
- (2) 子育て支援活動に取り組む団体の活動や運営に役立つ情報の提供やグループの紹介
- (3) その他、子育て支援活動に関する相談に対しての助言

（こっころ講師の登録要件）

第5条 こっころ講師として登録できるのは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 島根県内に在住又は勤務していること。
- (2) 営業・勧誘行為を行わないこと。
- (3) 暴力団員ではないこと。
- (4) 特定の政党、政治団体又はこれに類する団体の利益になるおそれのある活動を行わないこと。
- (5) 特定の宗教団体又は特定の教義の普及を目的とする団体の利益になるおそれのある活動を行わないこと。
- (6) 島根県ホームページに登録内容及び講師実績を掲載することを承諾すること。

（登録申請）

第6条 こっころ講師の登録を受けようとする者は、「こっころ講師登録申請書（様式第1号）」により、島根県知事（以下「知事」という。）に申請するものとする。

- 2 知事は、前項による申請内容を審査し適当と認めるときは、こっころ講師の登録を行い、「こっころ講師登録通知書（様式第2号）」により通知する。

（登録の取り消し）

第7条 知事は、こっころ講師が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱に反したとき、又は反することが明らかであるとき。
- (2) 活動の実施にあたり著しく不誠実であると認められるとき。
- (3) 登録辞退の申し出があったとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が取り消すべきものと判断したとき。

(講師派遣申請)

第8条 講師の派遣を受けようとする個人や民間団体等は、予めこっころ講師とイベントの実施方法や日程調整等を行った上で、イベント等実施日の14日前までに「子育て応援講師（こっころ講師）派遣申請書」（様式第3号）により知事に申請しなければならない。

(派遣の決定等)

第9条 知事は、前条の申請書の内容を審査し、講師の派遣を行うことが適当であると認めた場合は、申請者には「子育て応援講師（こっころ講師）派遣決定通知書」（様式第4号）により、「こっころ講師」には「子育て応援講師（こっころ講師）派遣依頼書」（様式第5号）により、それぞれ通知する。

2 知事は、講師の派遣を行わないことを決定したときは、理由を明記して申請者に通知するものとする。

(経費負担)

第10条 次の各号の経費は知事が直接、こっころ講師に支払うこととし、その他の経費（会場使用料、広報費、資料作成費等）は、講師の派遣を受けようとする個人や民間団体等が負担するものとする。

(1) 報償費 時間単価一人あたり3,000円かつ2時間を上限とし、上限を超える費用を要する場合には、その超過部分は講師の派遣を受けようとする個人や民間団体等が負担するものとする。

(2) 旅費（費用弁償） 参考人等に対する費用弁償等支給条例（昭和32年島根県条例第4号）に基づき支給する。

(講師派遣回数)

第11条 講師派遣は予算の範囲内で受付の先着順に決定するものとし、同一年度に同一の個人や民間団体等から複数回の申請は受け付けない。

ただし、同一年度の10月1日現在において予算残額がある場合には、2回目の講師派遣申請を受け付ける。

2 知事は、前項但し書きの予算残額に関する情報等について、島根県ホームページにおいて周知するものとする。

(講師派遣人数に関する基準)

第12条 派遣可能なこっころ講師の人数は原則として次の各号による。

- (1) 参加者が5人以下の場合、講師1名まで派遣
- (2) 参加者が6人以上14人以下の場合、講師2名まで派遣
- (3) 参加者が15人以上の場合、講師3名まで派遣

(事業報告等)

第13条 こっころ隊は、こっころ講師の派遣を受けたイベント等を実施した日から10日以内に、「事業報告書」(様式第6号)により知事に事業の実績を報告するものとする。

2 知事は、前項の規定による事業報告書を確認後、速やかにこっころ講師に報償費及び旅費(費用弁償)を支払うものとする。

3 知事は、第1項の規定による事業報告書の概要(団体名(個人の場合には個人名に替わる名称等)、イベント等の日時、開催地(市町村名まで)及び内容並びにこっころ講師名)を島根県ホームページに掲載するものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 みんなで子育て応援隊(こっころ隊)育成事業実施要綱(平成24年4月1日)、子育て応援講師(こっころ講師)登録・派遣事業実施要綱及び子育て応援講師(こっころ講師)派遣事業実施要領(平成25年4月1日)は廃止する。